

農業制度資金のご案内



奈良県

主な資金の手続の概要

【借入申込希望】

主な相談窓口	農協支店、県農林(農業)振興事務所、日本政策金融公庫奈良支店農林水産事業(以下、公庫)
書類提出先	農協支店、公庫
提出書類	借入申込希望書兼経営改善資金計画書
①特定の資金の借入を希望する場合 →各資金の手続へ ②どの資金でもよい場合 →書類提出先へ関係書類を提出してください。各融資機関等で協議のうえ最適と考えられる資金を選択してご連絡します。	



【借入のための申請等】

	農業近代化資金	農業改良資金	スーパーL資金
相談窓口	農協支店・県農林(農業)振興事務所	農協支店・公庫・県農林(農業)振興事務所	農協支店・公庫・県農林(農業)振興事務所
書類提出先	農協支店	農協支店、公庫	農協支店、公庫
提出書類等	借入申込書 経営の概要 事業計画書 見積書、カタログ等	事業の概要書 経営改善資金計画書 貸付資格の認定申請書等	事業の概要書 経営改善資金計画書等
債務保証	農業信用基金協会の保証	公庫の徴求基準による	公庫の徴求基準による
貸付決定の審査	農協 提出された計画が実行可能か、融資の返済が可能かなどを審査します。 なお、県に設置された農業制度資金推進協議会での利子補給の要件審査に基づき、県の承認が必要です。	公庫 提出された計画が実行可能か、融資の返済が可能かなどを審査します。 なお、県で農業改良措置(貸付資格)の認定が必要です。	公庫 提出された計画が実行可能か、融資の返済が可能かなどを審査します。 なお、市町村に設置された特別融資制度推進会議で計画内容が妥当との判断が必要です。
借入の手続	①借入手続のご案内を受領後、借用証書(又は金銭消費貸借契約書)を農協に提出 ②農協より専用口座へ資金を入金。なお、自己資金が必要な場合は資金借入前に専用口座へ入金していただく必要があります。	①借入手続のご案内を受領後、借用証書を農協又は公庫に提出 ②公庫より口座へ資金を入金	①借入手続のご案内を受領後、借用証書を農協又は公庫に提出 ②公庫より口座へ資金を入金
事業完了	原則、資金借入後6か月以内に事業を完了すること。	原則、貸付決定後3か月以内に資金を借り受けて事業を実施すること。	原則、貸付決定後3か月以内に資金を借り受けて事業を実施すること。
事業完了報告	事業完了後、融資機関に領収書等を提出すること。		

※審査には、お申し込みから約2か月程度を要します。資金が必要な時期を考えて早い時期にご相談ください。



こんなときに、あなたのお役に立ちます。

資金名	貸付対象者	農地等		施設・機械の導入					家畜・作物の導入育成					農村環境の改善		新規就農者の育成	災害による経営再建		営農負債の借換
		農地等の取得	農地等の改良・造成	導入	農機具の購入	農舎・畜舎・ビニールハウスの設置	農産物の加工施設・機械の導入	情報処理用機器導入	家畜の購入・育成	果樹・茶・花木の新改植・育成	新作物や品目等の新部門の開始	施設・機械等の賃借料	種苗費・肥料費等の短期運転資金	農家住宅の改良・取得	給排水施設の改良・取得	新規の農業開始に必要な施設・機械等の費用	施設等の災害復旧	経営資金	
青年等就農資金	認定新規就農者															●			
農業近代化資金	農業の担い手		●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●				
(認定農業者等優遇措置)	認定農業者等		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●		●		
スーパーL資金	認定農業者等	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					●		●
スーパーS資金	要件を満たす事業者												●						
経営体育成強化資金	農業の担い手(下記①⑥以外)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●						●		●
農業改良資金	六次産業化法認定者等			●							●								
農福連携資金	新たに障害者を雇用する農業者				●	●	●												
中山間地域活性化資金	中山間地域の農産物加工業者						●												
農林漁業セーフティネット資金	要件を満たす農業者																●	●	
農業経営負担軽減支援資金	要件を満たす農業者																		●

◇ 農業の担い手とは：

- ①認定農業者等【ア認定農業者 ただし、簿記記帳を行っている者に限る。イ 認定農業者である法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）】
認定農業者とは…農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に照らし、農業者が作成した5年間の農業経営改善計画を市町村長等が認定
- ②認定新規就農者【農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定した基本構想に照らし、新規就農者が作成した経営開始5年間の青年等就農計画を市町村長が認定】
- ③次の条件を満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のア、イ及びエに掲げる要件を満たす者を含む。）
【ア農業所得が過半又は農業粗収益が200万円以上、イ主として農業に従事、ウ60歳以上のときは後継者がいること、エ簿記記帳を行うこと】
- ④次の条件を満たす③の経営主以外の農業者【経営の一部門に主宰権及び処分権を有することが明確となっている家族経営協定を締結していること】
- ⑤集落営農組織【定款規約を有し、一元的に経理を実施。5年以内に法人化計画を有し、農用地の利用集積目標と従事者の農業所得目標を有すること】
- ⑥法人格を有しない集落営農組織以外の農業を営む任意団体（協業経営、作業受託組織等）で認定農業者や認定新規就農者等を構成員の過半とし、定款規約を有するもの
- ⑦農業参入法人等

主な資金の貸付金利・償還期限・貸付限度額等

■詳細については、各相談窓口等にお問い合わせください。
(貸付金利は令和7年10月21日 現在のものです。金利情勢により変動します。)

◆青年等就農資金

貸付対象	貸付金利	償還期限	うち据置期間	貸付限度額	融資率
認定新規就農者が青年等就農計画を達成するために必要な施設・機械の購入等	無利子	17年以内	5年以内	3,700万円 (特認1億円)	100%

◆農業近代化資金

区分	貸付対象	貸付金利	償還期限	うち据置期間	貸付限度額	融資率
1号資金	畜舎・果樹棚・農機具等の施設の改良・造成・復旧・取得 (復旧は認定農業者等)	認定農業者等 1.25～1.85% その他の担い手 2.10%	15年以内 (農機具等 7年以内)	3～7年以内 (農機具等 2年以内)	個人 1,800万円 (特認2億円)	認定農業者等 100%
2号資金 (果樹等植栽 育成資金)	果樹その他の永年性植物の 植栽・育成		15年以内	7年以内	法人等 2億円 (農業参入法人 1.5億円)	その他の担い手 80%
3号資金 (家畜購入 育成資金)	乳牛その他の家畜の購入・育成		7年以内	2年以内		
4号資金 (小土地 改良資金)	事業費18,000千円を超えない 農地等の改良・造成・復旧 (復旧は認定農業者等)		15年以内	3～7年以内		
5号資金 (長期運転 資金)	農地等の賃借権等、農機具の 借賃、研修費、品種転換費、 調査開発・通信情報機材、 商標権・研究開発費、法人化 費用等		15年以内	3～7年以内		
6号資金 (大臣特認 資金)	農村の給排水施設の改良・造成・取得、農家住宅の改良・造成・取得、水田を利用した水産動物の養殖施設の改良・造成・取得等		15年以内	3～7年以内		

◆スーパーL資金

資金名	貸付対象	貸付金利	償還期限	うち据置期間	貸付限度額	融資率
スーパーL資金(農業経営基盤強化資金)	農地等の取得・改良等 農業用施設・機械等の改良・造成・取得 農産物加工処理・流通販売施設等の改良・造成・取得 借地権等の無形固定資産の取得 家畜・果樹の導入等の長期運転資金	1.25～1.85% (償還期限 15年以下 の場合)	25年以内	10年以内	個人 3億円 (特認6億円) 法人 10億円 (特認20億円)	100%

(注)：農業近代化資金及びスーパーL資金は、市町村が策定する地域計画のうち目標地図に位置づけられるなど一定の要件を満たした場合、借入当初5年間実質無利子化等の優遇措置もありますので、窓口等にご相談ください。

◆農業改良資金

貸付対象	貸付金利	償還期限	うち据置期間	貸付限度額	融資率
1 新たな農業部門の経営開始	無利子	12年以内	3年以内 (農商工等連携促進法又は 六次産業化法の認定を受けた 者等については5年以内)	個人 5,000万円 法人 1.5億円	100%
2 新たな加工事業の経営開始					
3 農畜産物又はその加工品の 新たな生産方式の導入					
4 農畜産物又はその加工品の 新たな販売方式の導入					

県独自資金の貸付金利・償還期限・貸付限度額等

県独自の制度資金を設けています。

◆農福連携資金

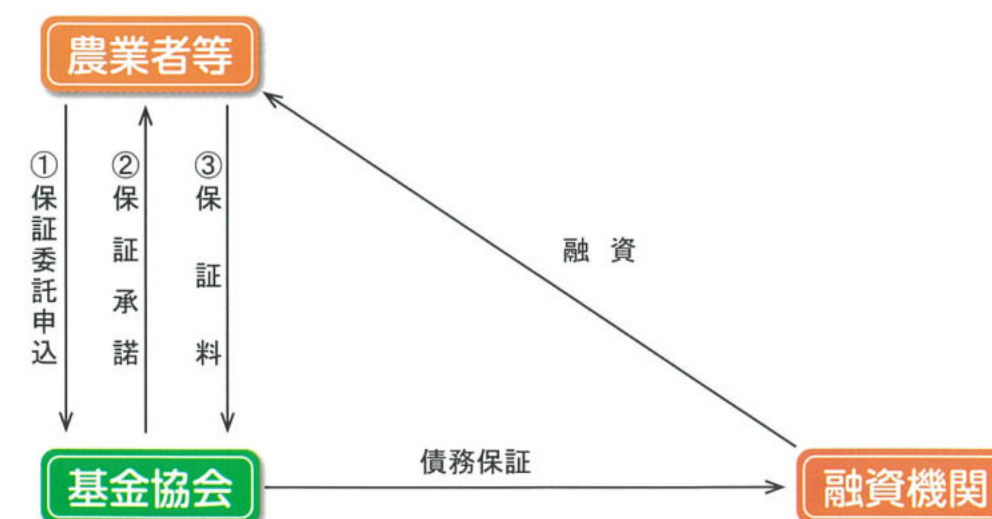
貸付対象者	資金の用途	貸付金利	償還期限	うち据置期間	貸付限度額	融資率
新たに障害者を雇用する、農業を営む個人又は法人	農業用施設や機械の購入	無利子	15年以内	7年以内	個人、法人とも 1,800万円	100%



『農業信用基金協会による債務保証』

農業者等が融資機関から融資を受ける場合、農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。一定金額までは、原則として無担保・無保証人で保証を行います。限度額を超える場合は、担保や保証人を必要とします。借入予定額、他の負債状況等により取扱いが異なりますので、詳しくは融資機関の窓口におたずねください。

基金協会の保証を受けた方が、万一、病気や災害、その他の理由で借入金が返済できなくなったときは協会が一時立替払いをして償還方法の緩和を図り、被保証者の経営再建に協力します。



資金の借入を希望される皆さんへ

制度資金の借入資格や要件等につきましては、代表的な事項のみ載せております。

実際に借入をされる場合には農協や最寄りの農林(農業)振興事務所などに相談していただき、必要な書類の作成に取りかかってください。

申請書類を提出した後、審査を経て貸付が実行されるまでには、ある程度の期間(約2か月程度)を要することから、融資機関や農林(農業)振興事務所には余裕をもって相談されることをおすすめします。

なお、資金の借入に際しては、以下の点にご注意願います。

①償還期限

- ・各資金ごとに定められた償還期限(据置期間)は、それぞれの最長限度を示すもので、実際には、貸付対象施設等の耐用年数のほか貸付対象事業の効果、収益力などを考慮し必要な期間にとどめることとしています。

②事前着工はできません

- ・貸付決定又は利子補給承認以前に事業に着工(着手)しているものや、既に事業を完了したものは、原則として貸付対象にはなりません。

③案件により別途法手続が必要になります

- ・他法令の制限等を受ける事業については、必要な手続の申請を行ってください。
(例: 建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等)

④目的外使用はできません

- ・貸付金は、当初に計画した施設整備・農機具購入等の支払い以外のことには充てられません。また、整備した施設や購入した農機具を他の目的に使用しないでください。一括繰上償還対象となります。

⑤計画変更

- ・当初の計画(事業量、事業費、事業内容等)を変更する場合は、事前に承認を受け、所定の手続をとってください。

⑥経理状況

- ・事業の経理状況を明確にするため、資金の受入れ、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の借入金の受け払い専用口座を開設してください。
- ・債務保証料や自己資金が必要な場合は、資金借入までに専用口座に入金してください。
- ・支払いは口座振替で行い、必ず領収書を受け取って償還終了まで保管しておいてください。

⑦事業完了

- ・事業完了後等において、事業費が減少し、貸付額が融資率の上限を上回ることとなった場合は、繰上償還等所定の手続をしてください。

制度資金は、地域農業の担い手としてふさわしい方に、農業経営を更に発展させていただくための資金です。要件審査では、次の点などについて検討します。

(1) これまでの農業経営は適切か

(2) 経営改善のための計画は適切であり、実行可能か

(3) 経営改善のための計画が実行されれば、融資の返済は可能か

審査の結果、経営改善資金計画の達成や融資の返済の可能性に疑問があるとされた場合には、融資をお断りすることもあります。また、別途、融資機関による融資審査を受ける必要があります。

相 談 窓 口

◎農業担い手ワンストップ窓口

- 北部農業振興事務所（農業振興課） ☎0743-51-0373
〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 郡山総合庁舎内
（管轄区域：奈良市、大和郡山市、天理市、生駒市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）
- 中部農林振興事務所（農業振興課） ☎0744-48-3081
〒634-0003 橿原市常盤町 605-5 橿原総合庁舎内
（管轄区域：大和高田市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、高取町、明日香村）
- 東部農林振興事務所（農業振興課） ☎0745-82-3248
〒633-0227 宇陀市榛原三宮寺 125 大和野菜研究センター内
（管轄区域：宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村）
- 南部農林振興事務所（農業振興課） ☎0747-24-0131
〒637-0105 五條市西吉野町湯塩 1345 果樹・薬草研究センター内
（管轄区域：五條市、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）
- 奈良県 担い手・農地マネジメント課 ☎0742-27-7617
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

◎総合融資窓口

- 奈良県農業協同組合 本店 ☎0742-27-4035
〒630-8131 奈良市大森町 57-3 農協会館内
（または、奈良県農業協同組合各支店窓口まで）

◎青年等就農資金、スーパー L 資金等に関するお問い合わせ

- 株式会社日本政策金融公庫 奈良支店農林水産事業 ☎0742-32-2270
〒630-8115 奈良市大宮町 7-1-33 奈良センタービルディング 5 階

◎債務保証に関するお問い合わせ

- 奈良県農業信用基金協会 ☎0742-27-4180
〒630-8131 奈良市大森町 57-3 農協会館内